

産業建設委員会委員長報告

(継続審査となった議第57号、議第58号についての部分)

産業建設委員長：谷村昭治

ただいま議題となりました条例案件2件及び請願1件について、去る9月17日、産業建設委員会を開催し、審査いたしました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、はじめに去る6月22日の本会議において継続審査となりました、条例案件2件についてご報告申し上げます。

議第57号 高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 及び 議第58号 高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての2件については、高山市の玄関口である高山駅東西の公共空間と公共施設を、民間事業者のノウハウを活用した指定管理者制度により管理運営しようとするものであり、これまで数次の総合計画等に位置付けて取り組んできた極めて重要な事業に関わるものであることから、理事者に対し、これまでの駅周辺整備の経過と整合のとれた説明を求めるなど、委員会として深い審査を行うべきであるとの理由から、6月定例会において継続審査となったものであります。

9月17日の審査に至るまでは、6回にわたり産業建設委員会を開催し、広い視点から調査を行って参りました。

指定管理者目線から施設の使い勝手を確認する必要があるのではないかといった点からの駅周辺施設の現地視察、また、参考人招致における公共交通事業者からの意見聴取では、指定管理者の裁量による施設の使用許可やイベント開催時の利用者への影響等について大きな不安感が述べられました。また、理事者に対し、調査として駅西地区におけるまちづくりの取組状況や指定管理者募集要領・仕様書の骨子についての資料提供及び説明を求め、報告を受けました。

9月7日の産業建設委員会では、これまでの経過を踏まえ、審査に向けた委員会としての一定の方向性について議論を行いました。

9月17日の審査においては、次の大きな5つの事項に対し質疑を行いました。まず1番目であります。

「指定管理について、交通事業者に対し説明を行い、意見聴取した上で議案提出をすべきではなかったのか」といった質疑に対し、

「駅前広場の乗降場や待機場など交通事業者が使用されている部分については、設置目的達成のため現在と同様の運用を指定管理者にも行っていただくよ

う考えていた。許可申請の提出先や日常的な連絡先など一定の変更はあるが、不便をおかけするようなことは想定をしていなかったため、事前協議は行っていなかった」との答弁が、

次に2番目であります。

「第4条の使用許可については、バスやタクシーの乗降場や待機場の使用許可を市長から指定管理者へ変更すると、指定管理業務に大きな利権が絡み、公平な業務遂行に疑問が生じる。ひいては、円滑な公共交通の確保に支障をきたすのではないか」といった質疑に対し、

「指定管理者の業務となっても現在と同様の運用をしていただくことが必要と考えている。他の施設同様、公平性を確保しながら、これまでの経緯や現在の使用者に配慮しながら行っていただくことは大前提であると考えている」との答弁が、

三つ目であります。

また、「理事者は、駅周辺整備は交通拠点と人的交流拠点の整備であり、総合的な観点から整備を進めると言っている以上、本件も含め、そういった視点で今後も物事を進めていかなければならないが、その辺りの見解は」

といった質疑に対し、

「駅周辺は大変重要なところであり、総合的な観点から高山市第八次総合計画に掲げるまちづくり戦略や実施計画の重点事業、都市基本計画など、今後のまちづくりの方向性を踏まえながら、イベント開催などによる高山駅周辺施設の有効活用を図るとともに、魅力を発信し、にぎわいと活力の創出に繋げていく必要があるという考えを持って、しっかり進めていくことが重要であると認識している」

との答弁がありました。

さらに四つ目であります。

主な意見については、「公共交通事業者が不安を抱え、条例改正への理解が得られない状況の中で、どれだけ仕様書や協定書に駅前広場や駐車場の交通処理機能が阻害されないよう、利用状況等を考慮し使用許可を行うといったことを記載しても、トラブルが発生した際、条例では担保されず公平・公正な指定管理業務や市民が安心できる公共交通が維持されないのではないか」

との意見。

「公共交通事業者等が使用している東西駅前広場における乗降場、待機場等の使用許可は、大変大きな権限であり利権につながる。使用許可は従来通り市が行うことで、公平で公正かつ透明性のある判断を担保するべきである」

との意見。

最後の5つ目であります。

「条例改正は駅西地区まちづくり構想が策定された後でも良いのではないか。最終的に市民の皆さんに喜んでいただけるような広場、地域にするには、もう少し時間をかけても良いのではないか」との意見でありました。

「駅周辺整備の全体像を捉えながら、駅周辺施設の総合的な管理と方向性を打ち出し、それにより指定管理の方向性を出すべきである」といった意見が出されました。

以上のような審査の結果、議第57号の高山駅前広場等の管理を指定管理者に移行できるようにする条例改正については、起立採決により、全員一致で否決すべきものと決しました。

また、議第58号の高山駅東西の自転車駐車場の管理を指定管理者に移行できるようにする条例改正については、これまでの委員会の議論において、公共交通事業者の事業経営や今後のまちづくりへの影響が大きくないものと判断し、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。